



**官公需発注における
働き方改革への対応について**

令和元年 7 月
中小企業庁

1. 中小企業の課題に政府一丸で取り組む体制

- 課題に総合的に取り組むため、総理官邸に、省庁横断の会議を設置した。

内閣総理大臣

中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議

(旧 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議を改組)

内閣官房副長官 (参)

内閣官房副長官 (衆)

経済産業副大臣

厚生労働副大臣

内閣総理大臣補佐官

内閣官房副長官補 (内政)

関係省庁担当局長等

(公取委、中企庁・経産省、警察庁、金融庁、
総務省、法務省、国税庁、文科省、厚労省、
農水省、国交省、環境省)

ワーキンググループ①
下請等の取引条件改善

官房副長官 (参)
中企庁ほか

ワーキンググループ②
最低賃金の引上げ力

官房副長官 (参)
厚労省、中企庁ほか

ワーキンググループ③
長時間労働是正・生産性向上と人材確保

官房副長官 (衆)
厚労省、中企庁ほか

内閣官房

① ② ③

経済産業省
中小企業庁

① ② ③

公正取引
委員会

① ③

警察庁

① ②

金融庁

③

総務省

① ② ③

法務省

③

国税庁

① ② ③

文部科学省

③

厚生労働省

① ② ③

農林水産省

① ② ③

国土交通省

① ② ③

環境省

① ② ③

2-①. 官公需発注における実態把握のためのヒアリング概要①

- 官公需発注における実態把握のため、発注者及び受注者に対して、平成30年10月～11月にかけてヒアリング調査を実施。（自治体等24件、事業者(組合等) 27件）
- 発注者側である自治体等では、工事や印刷関係の発注が年度末に集中していると回答。

発注者側

- A 県 年度末集中は、工期に制約のある一部の工種を除いて公共工事全般にある。
働き方改革に関連して、平成27年度から完全週休2日制モデル工事を試行し、工事現場における休日取得の促進を図る取組を実施している。
- B 県 発注時期の平準化の取組の一つとして、発注計画を公表している。
- C 県 印刷発注は年度末に多い。物品発注は、年度初めに納期を一斉確認し、適正な納期を確認した上で、3月の第1週までとする旨を周知している。
- D 県 備品は第4四半期に6割が集中、印刷発注の3割は年度末の3月に集中している。委員会報告書など印刷前に何らかの作業、調査が入る場合に1月以降の発注となることが多い。
- E 県 印刷関係が年度末に集中傾向にある。12月にその後の発注を登録、2月中旬を最終〆切に設定している。市町の工事発注は、案件数も多くないため平準化という意識が少ない。

2-②. 官公需発注における実態把握のためのヒアリング概要②

- 受注者側は、報告書類の発注が年度末に集中する傾向があり、業種によっては、季節的に納期・工期が短期集中する案件もある。

受注者側

- 印刷業 報告書類の発注が年度末に集中する。残業時間は約4倍に増加。
年度末集中・短納期はあるがそれを前提に人員を確保して対応している。
- 情報処理 年度請負契約をしている税務関係入力業務は、例年1-3月に集中。
プログラム関係では、制度改正(補正含む)後のシステム改正の発注が年度末納期。
- ビルメンテナンス業 イベントの警備などは短期集中的に人員確保が必要となる。慢性的に人手不足。
学校の工事は、夏休み等に短期集中して行う。
- 板金業 学校施設(体育館・倉庫等)の屋根の修繕は、安全面・騒音等を配慮して、生徒が不在の夏休み等に集中して発注がある。
台風等の災害の際は短納期での発注対応はやむを得ない。
- 内装業 官公需の二次下請の内装案件で、年度末の短納期の発注があるが、人繰りの関係で断らざるを得ない状況。

3-①. 長時間労働に繋がる商慣行に関するWEB調査結果の概要

- 官邸での「働き方改革」等に関するWGの議論など、長時間労働に繋がる商慣行として「繁忙期対応」と「短納期対応」が挙げられており、今回その背景にある実態の把握を目的に緊急調査を実施。
- 中小企業7,642社に対して、回答があった企業は2,537社（回答率33%）。
- なお、現在実施中の「年次取引実態調査（6万社対象）」や「下請Gメンヒア」でも「働き方改革」の取引上の課題等を調査中。

調査対象 中小企業7,642社（民間調査会社が保有するモニター企業より選定）

＜回答企業数の詳細＞

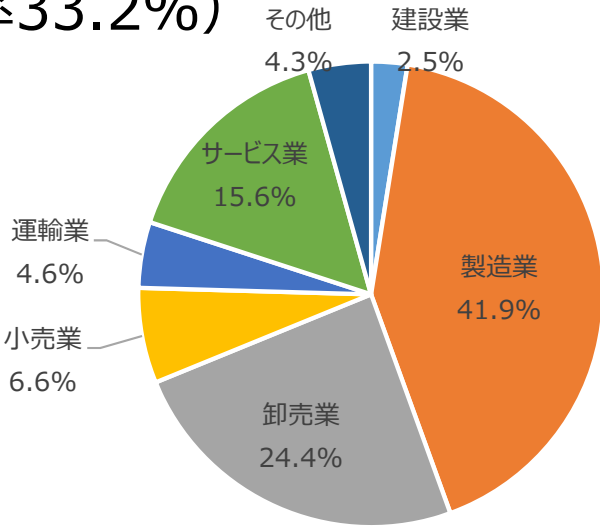
調査期間 2018年12月3日～12月13日

調査方法 Webによるアンケート

回答企業数 2,537社（回答率33.2%）

調査内容
「繁忙期対応」、「短納期受注」に対して、

- ①発生状況、②主要取引先、
③理由、④平均残業時間 等



大分類	細分類	件数
建設業	建設業	64
製造業	食料品製造業	118
	繊維産業	55
	紙・紙加工品産業	36
	印刷産業	72
	石油・化学産業	51
	鉄鋼業	50
	素形材産業	25
	機械製造業	127
	半導体・半導体製造装置産業	15
	電気・情報通信機器産業	89
	自動車産業	83
	その他製造業	343
サービス業	情報サービス産業	120
	広告業	24
	技術サービス産業	55
	その他サービス業	198
運輸業	トラック運送業・倉庫業	116
卸売業	卸売業	618
小売業	小売業	168
その他	その他	110
総計		2,537

3-②. 繁忙期の発生状況と要因

- 繁忙期は約7割の企業で発生し、建設業、食料品製造業、紙・紙加工品産業、印刷産業、トラック運送業・倉庫業では8割超。
- 繁忙期の主要取引先は大半の業種で同業種であるとの回答が多い。一方、食料品製造業、紙・紙加工品産業、卸売業、素形材産業、技術サービス産業※で、他業種が主要取引先と回答。
- 発生要因として「問題のある受発注方法の常態化」や「年末・年度末集中」といった課題が挙げられる。

※技術サービス産業で繁忙期が発生する取引品目：調査、設計、測量、コンサルティング、補償調査、地質調査、環境調査、建築設備図面

<繁忙期の発生割合と主要取引先>

業種	繁忙期の発生割合	繁忙期の主要取引先※
全体	71%	
建設業	93%	行政
食料品製造業	89%	小売業、卸売業
紙・紙加工品産業	83%	食料品製造業、印刷産業、小売業
印刷産業	88%	小売業、行政
トラック運送業・倉庫業	88%	食料品製造業、建設業、小売業
技術サービス産業	71%	行政、建設業

※上位3業種（10%未満及び同業種を除く）。
他業種が主要取引先として一番高い場合赤字記載。

<繁忙期の要因>

1. 問題のある受発注方法の常態化

()は回答企業の業種

- 小売業の「売り切れ＝損失＝メーカーの責任」という考え方が強く、**即時対応が常態化**。
(食料品製造業)
- 親事業者の働き方改革実施により**年末年始に発注が集中したため、三が日も操業**した。
今春の10連休の対応が心配である。(印刷産業)
- 大手小売店(ホームセンター・ドラッグストア等)は、**各社独自の受発注サイクルが規定**されており、そのタイミングで確実な納品ができないと取引が継続できなくなる。(卸売業)

2. 年末・年度末集中

- 国は平準化を推進していると言うが、実際は自治体等の発注は年度後半に偏り繁忙期となり、**地域での発注の平準化が必要**。(技術サービス産業)
- 年末・年度末に竣工する**物件が多い。(建設業)
- 官公庁から測量・調査・設計等の業務を受注しているが、6月に受注しても**発注者側の工程が不明確**なため、11月ぐらいまで業務に取り掛かれない。(技術サービス産業)

3-③. 短納期受注の発生状況と要因

- 短納期受注は6割の企業で発生（直近1年間）し、紙・紙加工品産業、印刷産業、半導体・半導体製造装置産業、電気・情報通信機器産業で8割超。
- 発生要因として、「納期のしわ寄せ」、「多頻度配送・在庫負担・即日納入」といった課題が挙げられる。

<短納期の発生割合と主要取引先>

業種	短納期の発生割合	短納期の主要取引先※
全体	60%	
建設業	71%	行政
紙・紙加工品産業	88%	食料品製造業、印刷産業
印刷産業	89%	小売業、行政
鉄鋼業	72%	建設業、機械製造業
素形材産業	71%	機械製造業、半導体・半導体製造装置産業
半導体・半導体製造装置産業	86%	電気・情報通信機器産業、自動車産業
電気・情報通信機器産業	81%	機械製造業、建設業

※上位3業種（10%未満及び同業種を除く）。
他業種が主要取引先として一番高い場合赤字記載。

<短納期の要因>

()は回答企業の業種

1. 納期のしわ寄せ

- 取引先の大企業の時短対応のため、丸投げが増えた。建設業は、工程遅れを下請が取り戻す構造。元請けは休むが下請は責任施行といわれやることが増えた。（建設業）
- 顧客満足を優先で取引先の大企業が短納期を受けるため、こちらも短納期にならざるをえない。繁忙期であっても通常期より短い納期依頼が平気である。（素形材産業）
- 装置の仕様決めが遅れても納期が変わらない。（半導体・半導体製造装置産業）
- 取引先の大企業が残業を減らすために、下請の納期が厳しくなっている。（機械製造業）

2. 受発注方法（多頻度配送・在庫負担・即日納入）

- 大手企業がリスクを負わないため、在庫を持たず、数量がある程度決まってから発注。発注後は早期の納品を迫られる。また予測数量が少なかった場合は自社の在庫負担となる。（食料品製造業）
- 調剤薬局に一日多数回配送（4～5回）を求められる。配送先への配送コストオンは出来ず、値引き要求が恒常的に求められる。（卸売業）
- 前注文なしに必要なものを必要な時にもってこいという商慣習が蔓延しており、取引先もやられているからと、当社に強要してくる（紙・紙加工品産業）

4. 公共事業発注等における働き方改革関連法施行への対応

- 建設業（土木・建築サービス業含む）、印刷業、情報サービス業、ビルメンテナンス業については、公共調達等の年度末集中への対応が原因で、長時間労働に繋がっており、**発注の平準化が大きな課題**。
- 特に、公共事業の発注については、市町村レベルでの発注担当者の人材不足などの実情もあり、改善に向けては、**都道府県に加え、市町村への直接的な働きかけが必要**。また、建設業だけでなく、設計、測量などの関連サービス業にも影響が生じている。
- 今後、**現場レベルでの取組の定着**のため、中小企業庁、国土交通省、総務省が連携して、地方公共団体等への改善要請などの取組を進め、毎年度、実態把握と対策の実行を進めていく（**PDCAサイクルの実施**）。

【今後の対応策】

1. 地方公共団体担当者向けの説明会の開催（3月～順次開催）

- 中小企業庁主催「都道府県調達推進協議会」を開催し、発注の平準化・適切な納期設定等の要請や、会計制度等の説明を実施。（3月20日実施済）
- 全国50箇所で開催する「官公需確保対策地方推進協議会」や、業所管省庁・制度所管省庁主催の施策説明会等を活用し、契約・調達実務者（特に市町村の担当者）への取組の浸透を図る。（9月～実施予定）

2. 地方公共団体幹部向けの関係省庁合同会議の開催（本日開催）

- 中小企業庁・国土交通省・総務省が連携して、「都道府県中小企業者調達推進協議会」を開催。地方公共団体の幹部を集めて、今国会で改正された新・担い手3法※等の説明や、発注の平準化に向けた取組の実施、さらには市町村への働きかけ等について、関係省庁から直接要請。

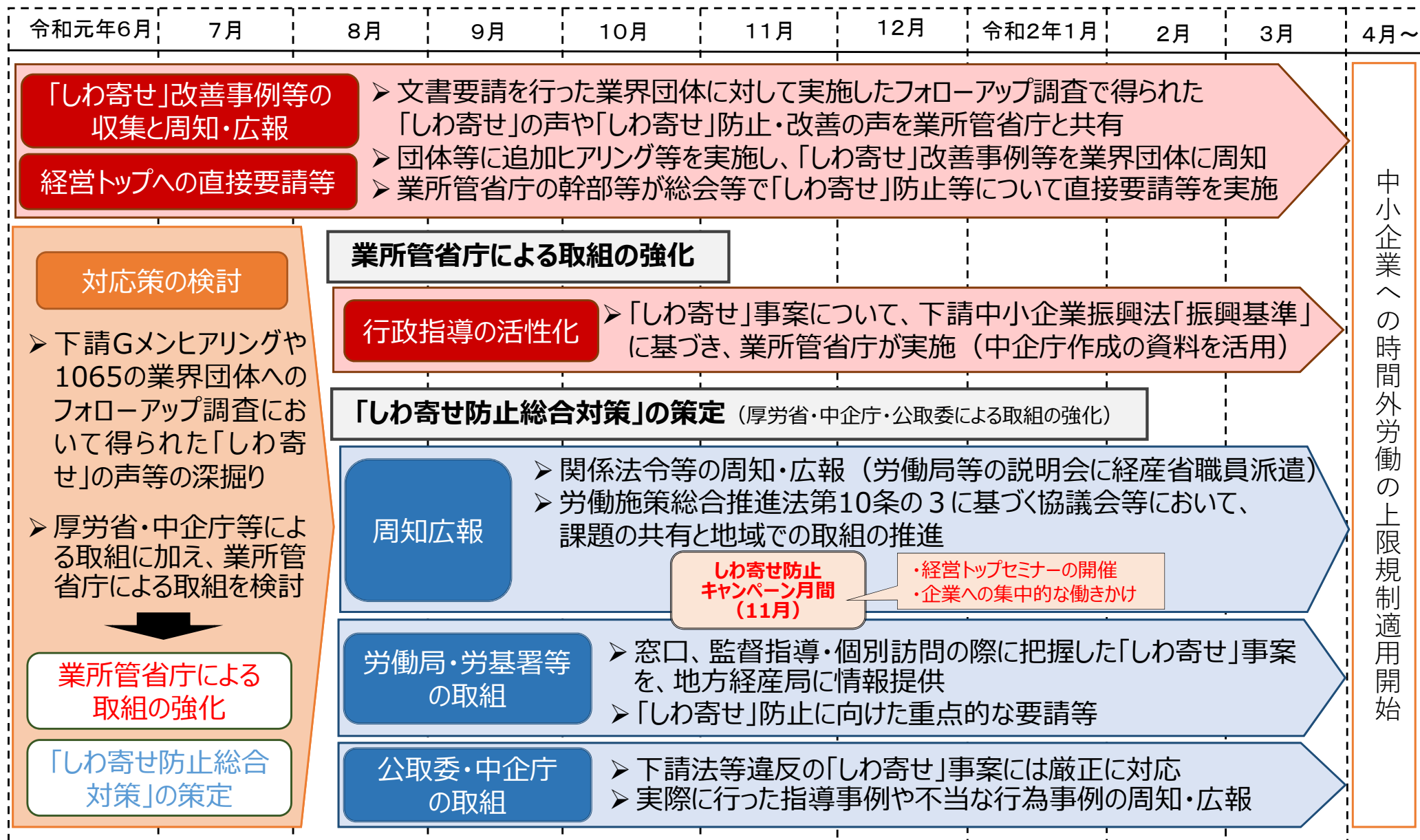
※「公共工事の品質確保に関する法律」「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

3. 今年度の官公需基本方針への反映・フォローアップ調査の実施

- 公共事業発注等の課題について今年度の官公需基本方針への反映を予定するほか、官公需基本方針を踏まえた地方公共団体等へのフォローアップ調査による実態の把握及び対応策の検討を行う。

【参考 1】働き方改革に伴う「しわ寄せ」への今後の対応について（工程表）

- 中小企業が時間外労働の上限規制に円滑に対応できるよう、大企業・親事業者に対する「しわ寄せ」防止に向けた取組を集中的に実施
- 取組の実施に伴い把握した課題に対しては、対応策を検討し、速やかに対策を実施



※令和2年度以降においても上記の取組を実施し、**PDCAサイクル**を着実に回していく。

【参考2】しわ寄せ防止総合対策の概要

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため **「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策」**を策定

＜総合対策の4つの柱＞

① 関係法令等の周知広報

- ・ 労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・ 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・ 下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・ 労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・ 下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・ 大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・ 実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底